

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和元年度（2019年度）砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和元年8月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 試験日時

令和元年（2019年）11月8日（金曜日） 午前10時から正午まで

2 試験場所

高松市番町4丁目1番10号 香川県庁本館12階第5会議室

3 受験願書の提出先

高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課 総務・地場産業グループ

4 受験願書の受付期間及び受付時間

(1) 受付期間

令和元年（2019年）9月13日（金曜日）から同年9月30日（月曜日）まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

郵送による場合は、必ず簡易書留によることとし、令和元年（2019年）9月30日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 その他

受験手続その他詳細については、香川県商工労働部経営支援課 総務・地場産業グループ（電話番号087-832-3339）に照会すること。